

高額療養費援助の申請をされる先生方へ

今年度より、11年ぶりに高額療養費援助を再開させて頂いておりますが、実際の運用において、幾つかの課題が見えてまいりましたので、そのことと、それに対する臨時対応についてご説明させていただきます。

まず、現行の規程を記します。

「教師の福利厚生に関する規程」第14条(3)高額療養費援助

国民健康保険により医療機関又は薬局から療養を受けた教師及びその家族が負担する療養費が1月1万円を超えた場合は、4万5千円を限度として高額療養費を支給する。この場合、療養費の支払いを証明する医療機関又は薬局の領収書等を提出しなければならない。ただし、療養費が確定した日から4ヶ月経過したときは、請求することができない。」

課題として、以下の2点に注目しました。

1. 申請対象は、教職者個人単位か、世帯単位か？

ご夫妻で教職の働きについている場合、申請は、教職者個人ごとになされるのか、世帯単位でなされるのかが明確でないことがあります。

条文に「療養を受けた教師及びその家族が・・・」とあり、また、国保などの制度も世帯単位であることから、申請は世帯単位でなされるものと考えます。すなわち、お子さん(就職され独立された場合は含まれない)も含め、ご家族で1ヶ月間にかかった療養費の合算値が10,000円を超えた場合には申請対象となります。

また、その支援上限額は、世帯人数に関わらず45,000円であることが定められています。しかし、世帯人数が多ければ、それだけ治療を受ける機会も多くなると思われますが、その部分を考慮する必要があると思われます。

2. 国の「高額療養費制度」の利用は欠かせない

国保には(社会保険にも同じようなものがある)、「高額療養費制度」というものがあり、支払う医療費の限度額が定められています。もし、それ以上の医療費を支払った場合は、国(自治体)から払い戻しがあります。奉仕局の高額療養費援助金の基金を維持するためには、国のその制度を利用することが欠かせませんので、規程に、その制度の利用を明示する必要がありますと思われます。過去の支給時も国保の「高額療養費制度」の適用をしたかの確認をさせて頂いていました。

また、「高額療養費制度」を利用した場合、多くの自治体では、支払った医療費が「高額療養費制度」に該当する場合の通知を出すのが約3ヶ月後のようです。それを考えると、規程の「4ヶ月経過したときは、請求することができない」は、短すぎると思われます。

以上の課題点を踏まえて、奉仕局で検討し、以下の対応を、まずは今年度限りの臨時対応として教団委員会でも承認いただいております。なお、来年の教団総会に、同じ内容の提案させて頂く予定であり、そこで承認を頂くことができた場合は、それ以降は、通常なものとなります。

医療機関又は薬局から療養を受けた教師及びその家族が負担する療養費が、1世帯合計で1ヵ月1万円を超えた場合は、世帯の人数により以下を限度として高額療養費を支給する。

1人世帯の場合	4万5千円
2人世帯の場合	5万5千円
3人以上の世帯の場合	5万5千円+(世帯人数-2)×5千円

支給は、原則、通常の保険診療が効くものを対象とする。申請においては、療養費の支払いを証明する医療機関又は薬局の領収書等を提出しなければならない。また、療養費が確定した日から4ヶ月経過したときは、請求することができない。

ただし、国保等の「高額療養費制度」が適用可能な場合には、その適用を前提とし、その支給額を除いた自己負担額を対象とする。この場合、本援助費申請は、「高額療養費制度」による支給金額が確定した後とし、その支給金額がわかる書類を提出する。請求は、「高額療養費制度」の支給金額の通知を受けた日から4ヶ月以内とする。

※規程の条文としては、規則委員会での確認によって変更されます。

以上のことにより

- ① 世帯人数が多くなるにつれて、支援限度額も大きくなるように配慮する。
- ② 治療費が高額になり、国の「高額療養費制度」が適用される場合は、それを前提としていただくことを規程にも明記する。
- ③ 申請の期日は、「高額療養費制度」が適用された場合は、その通知が自治体から届いた時点から4ヶ月以内とする。

※この申請のタイミングの場合、本援助金の支給日が、治療費をお支払いしてから3ヶ月以上も経ってしまうこととなりますが、受け取られた援助金の一部を後から返金しなければならないといった煩雑さを避けるため、ご理解くださいますようお願いいたします。また、治療費の額が「高額療養費制度」に該当しないことが予測できる場合は、3ヶ月を待たないで申請していただければと思います。

先生方の中で、高額療養費援助を申請されて、まだ援助金を受け取っておられない場合は、お手数ですが、新しい対応に従って改めて申請をお願いしたいと思います。既に援助金を受け取られた先生方で、差額が認められる場合は、今年4月までさかのぼって、改めて申請して下さるようお願いいたします(差額の確認は、こちらでいたしますので、新しい対応に従った申請書をご提出くだされば、それでよろしいです)。

ご不明な点がございましたら、奉仕局主事・工藤章洋まで、ご連絡ください。

(電話:090-9378-7437 eメール:moo@aol.jp)

先生方、ご家族の皆様の健康が支えられますようにお祈りいたします。

2024年9月24日

奉仕局長 竹内義晴

主事 工藤章洋